

- ① 平成15年6月30日付け基発第0630008号「痴呆対応型共同生活介護事業場における夜間勤務の適正化について」
- ② 平成15年6月30日付け基監発第0630002号及び基賃時発第0630001号「痴呆対応型共同生活介護事業場における夜間勤務の適正化の推進に当たって留意すべき事項について」
- ③ 平成15年6月30日付け「痴呆対応型共同生活介護事業場における夜間勤務の適正化等に関する周知啓発について（要請）」（特定非営利活動法人全国痴呆性高齢者グループホーム協会代表理事あて発出に係る分）
- ④ 平成15年6月30日付け「痴呆対応型共同生活介護事業場における夜間勤務の適正化等に関する周知啓発について（要請）」（宅老所・グループホーム全国ネットワーク代表世話人あて発出に係る分）
- ⑤ 平成15年7月16日付け事務連絡「痴呆対応型共同生活介護事業場における夜間勤務の適正化にかかる本省要請等について」
- ⑥ 平成15年8月21日付け基監発第0821001号「痴呆対応型共同生活介護事業場における夜間勤務の適正化について（協力依頼）」
- ⑦ 平成15年8月21日付け事務連絡「痴呆対応型共同生活介護事業場における夜間勤務の適正化にかかる都道府県への協力依頼について」

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

( 公 印 省 略 )

### 痴呆対応型共同生活介護事業場における夜間勤務の適正化について

痴呆対応型共同生活介護は、少人数の痴呆性高齢者が小規模で家庭的な環境の中で共同生活を送り、入浴・排せつ・食事等の日常生活上の介護や機能訓練を受けるものであるが、このようなサービスを提供する痴呆対応型共同生活介護事業場（以下「グループホーム」という。）が大幅に増加している。

このグループホームにおいては、1事業場当たり平均 10 人程度と少人数の労働者により終日の対応が行われているが、このうち、夜間の勤務について、労働基準法第 41 条及び労働基準法施行規則第 23 条に基づく許可を受けていないにもかかわらず断続的な宿直と取り扱っている事業場や、当該許可を受けている事業場であっても宿直勤務中に入居者に対する介助等の業務が頻繁に行われるなど、断続的な宿直として取り扱うことが適当でなくなっているものが見受けられるところである。

このため、下記に示すところにより、グループホームにおける夜間勤務の適正化を図ることとするので、その取扱いに遺憾なきを期されたい。

### 記

#### 1 夜間勤務の適正化の概要

##### (1) 断続的な宿直によって行われる夜間勤務の適正な実施の確保

ア グループホームにおける断続的な宿直勤務に係る許可申請が行われた場合には、昭和 22 年 9 月 13 日付け発基第 17 号「断続的な宿直又は日直勤務の許可基準」によることはもとより、昭和 49 年 7 月 26 日付け基発第 387 号「社会福祉施設における宿直勤務許可の取扱いについて」及び昭和 49 年 7 月 26 日付け基監発第 27 号「社会福祉施設における宿直勤務許可の取扱いに当たり留意すべき点について」を準用

して許可の適否を判断すること。

イ 上記アの場合、グループホームにおいて行われる介護の特性を踏まえ、申請に係る事業場において夜間に行われる業務の内容、頻度、所要時間等の実態を慎重に確認することが重要である。このため、許可申請時に宿直勤務に就くことが予定されている労働者の代表者が確認した「夜間（宿直）勤務実態報告書」（別添様式参照）を許可申請書に添付するよう指導し、これによって確認するものとする。

なお、申請の時点において未だ断続的な宿直勤務を開始していない事業場について、書類の審査等により許可を行った場合についても、事業開始のおおむね1ヵ月程度経過後に「夜間（宿直）勤務実態報告書」を提出させる等により、実態の確認を行い、必要な対応を行うこと。

ウ グループホームにおいては、入居者の加齢等により介護を要する度合いが変化することにより、勤務の態様や従事する業務が変更される場合もみられることから、許可後に申請事項の内容に変更があった場合には速やかに許可の再申請を行う必要があることを、許可書を交付する際に必ず指導すること。

## (2) 断続的な宿直以外の交替制等によって行われる夜間勤務における労働基準関係法令の遵守の徹底

グループホームにおいて行われる断続的な宿直以外の交替制等による夜間勤務については、労働時間、休憩等に係る規定の適用が除外されないことを踏まえ、適正な労働時間管理、休憩時間の確保、深夜割増賃金の支払や深夜業従事者に対する定期健康診断の実施等労働基準関係法令の遵守の徹底を指導すること。

## 2 当面の具体的実施事項

次の(1)から(3)までを順次実施すること。

### (1) 本省における関係団体への周知啓発

本省においては、グループホーム関係の使用者団体に対して、別途作成する夜間勤務の適正化に関するリーフレットを活用し、その趣旨・内容について理解を求めるとともに、傘下会員事業場への周知啓発を要請するものであること。

### (2) 都道府県労働局又は労働基準監督署における周知啓発

都道府県労働局又は労働基準監督署においては、管内のグループホーム関係の使用者団体に対し、別途送付する上記(1)のリーフレットを活用し、その趣旨・内容について理解を求めるとともに、傘下会員事業場への周知啓発を要請すること。

なお、管内の対象事業場数が少数である場合には、対象事業場に直接リーフレットを配布する等効率的な方法により周知啓発を図ること。

### (3) 自主点検の実施

都道府県労働局又は労働基準監督署においては、別途送付する夜間勤務の適正化に

関する自主点検表を活用し、グループホームに対する自主点検を実施すること。

# 夜間（宿直）勤務実態報告書

事業場名称 \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_

○ 連続した1週間の夜間（宿直）勤務の各日において行われた業務の実績及び睡眠時間に該当する時間帯を、各項目ごとの該当する欄に、記入要領を参考として \_\_\_\_\_線を記入してください。

夜間（宿直）勤務の開始時刻 \_\_\_\_\_ :

夜間（宿直）勤務の終了時刻 \_\_\_\_\_ :

17:00 18:00 19:00 20:00 21:00 22:00 23:00 24:00 1:00 2:00 3:00 4:00 5:00 6:00 7:00 8:00 9:00

(月日)	定時的巡視	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	24:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00	6:00	7:00	8:00	9:00	
	1月 1日	緊急の文書・電話の收受																	
入居者への介助作業																			
上記以外の業務																			
睡眠																			
1月 2日	定時的巡視																		
	緊急の文書・電話の收受																		
	入居者への介助作業																		
	上記以外の業務																		
1月 3日	定時的巡視																		
	緊急の文書・電話の收受																		
	入居者への介助作業																		
	上記以外の業務																		
1月 4日	定時的巡視																		
	緊急の文書・電話の收受																		
	入居者への介助作業																		
	上記以外の業務																		
1月 5日	定時的巡視																		
	緊急の文書・電話の收受																		
	入居者への介助作業																		
	上記以外の業務																		
1月 6日	定時的巡視																		
	緊急の文書・電話の收受																		
	入居者への介助作業																		
	上記以外の業務																		
1月 7日	定時的巡視																		
	緊急の文書・電話の收受																		
	入居者への介助作業																		
	上記以外の業務																		
1月 8日	定時的巡視																		
	緊急の文書・電話の收受																		
	入居者への介助作業																		
	上記以外の業務																		
1月 9日	定時的巡視																		
	緊急の文書・電話の收受																		
	入居者への介助作業																		
	上記以外の業務																		
備考																			

宿直勤務に就く労働者の代表者は、勤務の実態と相違ないことを確認の上、署名してください。

労働者の代表者の職氏名 \_\_\_\_\_



秘

基監発第 0630002 号  
基賃時発第 0630001 号  
平成 15 年 6 月 30 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局  
監督課長  
賃金時間課長

痴呆対応型共同生活介護事業場における夜間勤務の適正化の推進に  
当たって留意すべき事項について

痴呆対応型共同生活介護事業場（以下「グループホーム」という。）における労働条件確保対策については、平成 15 年 6 月 30 日付け基発第 0630008 号「痴呆対応型共同生活介護事業場における夜間勤務の適正化について」（以下「局長通達」という。）により指示されたところであるが、その具体的な推進に当たっては、下記に留意されたい。

#### 記

- 局長通達記の 1 の (1) の「断続的な宿直によって行われる夜間勤務の適正な実施の確保」について
  - グループホームは、社会福祉法に基づく「社会福祉施設」には該当しないものの、その労働者が夜間に従事する業務の内容が社会福祉施設である特別養護老人ホーム等と類似していることから、昭和 49 年 7 月 26 日付け基発第 387 号「社会福祉施設における宿直勤務許可の取扱いについて」及び昭和 49 年 7 月 26 日付け基監発第 27 号「社会福祉施設における宿直勤務許可の取扱いに当たり留意すべき点について」を準用することとしたものであること。
  - 許可申請時に、局長通達別添の「夜間（宿直）勤務実態報告書」を添付することについて協力が得られない場合には、業務日誌や勤務交替時の引継事項に関する書類等により宿直勤務の実態の把握に努めるとともに、必要に応じ、宿直勤務に就く労働者

から聴取する等によりその実態を確認すること。

- (3) グループホームでは宿直勤務の開始時刻から入居者が就寝するまで及び起床してから宿直勤務の終了時刻までの時間帯において、日常生活上の介護など通常の労働と同様様の業務が頻繁に行われている場合が見られるが、このような場合には、宿直勤務の開始時間や終了時間の見直し等の必要な改善を指導すること。

## 2 当面の具体的実施事項について

- (1) 局長通達記の2の(1)の「本省における関係団体への周知啓発」について

- (2) 局長通達記の2の(2)の「都道府県労働局又は労働基準監督署における周知啓発」について

グループホームに対する周知啓発に当たっては、都道府県や市町村等と連携することから、その連携についても十分配慮すること。

- (3) 局長通達記の2の(3)の「自主点検の実施」について

自主点検は、管内におけるすべてのグループホームを対象として実施すること。

なお、対象事業場の選定に当たっては、社会福祉・医療事業団が開設しているインターネット・ホームページ「WAM NET (ワム・ネット)」(<http://www.wam.go.jp/>)の「介護事業者情報」により最新の事業場リストを入手できるので、同ホームページを活用すること。

また、自主点検表の送付に当たっては、別添の要請文書を活用するとともに、別途送付するリーフレットを同封すること。

## 3 監督指導の実施及び許可の取消

宿直勤務に係る許可を受け、断続的な宿直として取り扱っている事業場であって、上記の監督指導を行ったにもかかわらず、なおその勤務の実態が許可基準に適合するよう改善されないものについては、行政手続法に定める聴聞の手続を経て、宿直許可の取消を行うこととしていること。

平成 年 月 日

殿

労働基準監督署長

グループホームにおける夜間勤務の適正化に  
関する自主点検について（要請）

時下益々御清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃より労働基準行政の運営につきまして格別の御理解と御協力をいただき、御礼申し上げます。

さて、平成12年4月の介護保険制度の導入により、痴呆対応型共同生活介護事業場（以下「グループホーム」といいます。）の開設数は急増し、そこで働く労働者も増加しておりますが、その労働環境の整備を図ることは、労働者の福祉の向上のみならず、良質な労働力の確保等業界の健全な発展の観点からも重要な課題となっています。

しかしながら、グループホームにあつては、事業開始後間もない事業場が少なくなく、労働基準関係法令に必ずしも十分に精通しておらず、中には、夜間勤務の取扱いについて労働基準法に基づく断続的な宿直の許可を受けていないにもかかわらず同法の労働時間、休憩等の規定が適用除外されるものを取り扱っている事業場や、当該許可を受けていても許可基準を満たさない勤務の実態にある事業場も認められるところであります。

このような状況を踏まえ、労働基準行政においては、グループホームにおける夜間勤務の適正化を図ることとしております。

つきましては、別添の自主点検表によって、貴事業場における現在の夜間勤務に係る労働実態を確認いただき、その結果必要と認められる場合には、改善を図っていただきますよう要請いたします。

また、別添の自主点検表のうち「自主点検結果報告書」につきましては、平成 年 月 日までに本職あて提出していただきますようお願いいたします。

平成 15 年 6 月 30 日

特定非営利活動法人

全国痴呆性高齢者グループホーム協会

代表理事 木川田 典彌 殿

厚生労働省労働基準局監督課  
労働条件確保改善対策室長

痴呆対応型共同生活介護事業場における夜間勤務  
の適正化等に関する周知啓発について（要請）

時下益々御清祥のこととお喜び申し上げます。日頃より労働基準行政の運営につきましては格別の御理解と御協力をいただき、御礼申し上げます。

さて、痴呆対応型共同生活介護事業場（以下「グループホーム」といいます。）は、介護保険制度実施以降その設置数は増加を続け、介護サービスの重要な一翼を担っているところです。

しかしながら、グループホームの中には、事業開始後間もない事業場が少なくなく、労働基準関係法令の遵守状況が必ずしも十分でないものも認められます。特に、夜間勤務の取扱いについては、労働基準法に基づく断続的な宿直の許可を受けていないにもかかわらず同法の労働時間、休憩等の規定が適用除外されるものと取り扱っている事業場や、当該許可を受けていても許可基準を満たさない勤務実態になっている事業場も認められるところです。

このような状況を踏まえ、労働基準行政においては、グループホームにおける夜間勤務の適正化を図ることとし、別添のとおり都道府県労働局長あて通達を発出したところです。

労働環境の整備を図ることは、労働者の福祉の向上のみならず、良質な労働力を確保し業界の健全な発展を図る上からも重要な課題であると考えられます。

つきましては、貴会におかれましても、夜間勤務の適正化等労働基準関係法令の遵守について、別途送付するリーフレットの活用、機関紙への掲載等により傘下会員事業場への周知啓発に御協力いただきますようお願いいたします。

平成 15 年 6 月 30 日

宅老所・グループホーム 全国ネットワーク

代表世話人 川原 秀夫 殿

厚生労働省労働基準局監督課

労働条件確保改善対策室長

痴呆対応型共同生活介護事業場における夜間勤務  
の適正化等に関する周知啓発について（要請）

時下益々御清祥のこととお喜び申し上げます。日頃より労働基準行政の運営につきましては格別の御理解と御協力をいただき、御礼申し上げます。

さて、痴呆対応型共同生活介護事業場（以下「グループホーム」といいます。）は、介護保険制度実施以降その設置数は増加を続け、介護サービスの重要な一翼を担っているところです。

しかしながら、グループホームの中には、事業開始後間もない事業場が少なくなく、労働基準関係法令の遵守状況が必ずしも十分でないものも認められます。特に、夜間勤務の取扱いについては、労働基準法に基づく断続的な宿直の許可を受けていないにもかかわらず同法の労働時間、休憩等の規定が適用除外されるものと取り扱っている事業場や、当該許可を受けていても許可基準を満たさない勤務実態になっている事業場も認められるところです。

このような状況を踏まえ、労働基準行政においては、グループホームにおける夜間勤務の適正化を図ることとし、別添のとおり都道府県労働局長あて通達を発出したところです。

労働環境の整備を図ることは、労働者の福祉の向上のみならず、良質な労働力を確保し業界の健全な発展を図る上からも重要な課題であると考えられます。

つきましては、貴会におかれましても、夜間勤務の適正化等労働基準関係法令の遵守について、別途送付するリーフレットの活用、機関紙への掲載等により傘下会員事業場への周知啓発に御協力いただきますようお願いいたします。

事務連絡

平成15年7月16日

都道府県労働局  
労働基準部監督課長 殿

厚生労働省労働基準局監督課  
労働条件確保改善対策室長補佐

痴呆対応型共同生活介護事業場における夜間勤務の適正  
化にかかる本省要請等について

平成15年6月30日付け基発第0630008号「痴呆対応型共同生活介護事業場における夜間勤務の適正化について」（以下「通達」という。）記の2の(1)の標記について、別添1のとおり関係団体あて要請したので業務の参考とされたい。

また、本件通達について別添2のとおり本省老健局計画課より都道府県担当者あてメールマガジンが配信されているので、念のため申し添える。

平成15年6月30日

特定非営利活動法人  
全国痴呆性高齢者グループホーム協会  
代表理事  
宅老所・グループホーム 全国ネットワーク  
代表世話人

殿

厚生労働省労働基準局監督課  
労働条件確保改善対策室長

痴呆対応型共同生活介護事業場における夜間勤務  
の適正化等に関する周知啓発について（要請）

時下益々御清祥のこととお喜び申し上げます。日頃より労働基準行政の運営につきましては格別の御理解と御協力をいただき、御礼申し上げます。

さて、痴呆対応型共同生活介護事業場（以下「グループホーム」といいます。）は、介護保険制度実施以降その設置数は増加を続け、介護サービスの重要な一翼を担っているところです。

しかしながら、グループホームの中には、事業開始後間もない事業場が少なくなく、労働基準関係法令の遵守状況が必ずしも十分でないものも認められます。特に、夜間勤務の取扱いについては、労働基準法に基づく断続的な宿直の許可を受けていないにもかかわらず同法の労働時間、休憩等の規定が適用除外されるものと取り扱っている事業場や、当該許可を受けていても許可基準を満たさない勤務実態になっている事業場も認められるところです。

このような状況を踏まえ、労働基準行政においては、グループホームにおける夜間勤務の適正化を図ることとし、別添のとおり都道府県労働局長あて通達を発出したところです。

労働環境の整備を図ることは、労働者の福祉の向上のみならず、良質な労働力を確保し業界の健全な発展を図る上からも重要な課題であると考えられます。

つきましては、貴会におかれましても、夜間勤務の適正化等労働基準関係法令の遵守について、別途送付するリーフレットの活用、機関紙への掲載等により傘下会員事業場への周知啓発に御協力いただきますようお願いいたします。

（別添 略）

## 断続的な宿直勤務に係る許可について

労働基準法に定める断続的な宿直勤務により対応する場合には、労働基準法第41条及び労働基準法施行規則第23条に基づき、所轄労働基準監督署長の許可を受けなければなりません。

断続的な宿直勤務における許可基準の概要は次のとおりです。この許可基準を満たさない勤務については許可されませんので、断続的な宿直として労働基準法の労働時間、休憩等の規定の適用が除外されるものと取り扱うことはできません。

### ① 勤務の態様

常態として、ほとんど労働をする必要のない勤務であること。

予定する業務としては、定時的巡視、緊急の文書又は電話の收受、非常事態に備えての待機等の一般の宿直業務のほかは、少数の入居者に対して行う夜尿起こし、おむつ取替え、検温等の介助作業であって、軽度かつ短時間の作業であること。

「軽度」とは、おむつ取替え、夜尿起こしなどの介助作業であっても、要介護者を抱きかかえる等身体に負担がかかる場合を含まないものであること。

「短時間」とは、介助作業が1勤務中に1回ないし2回含まれていることを限度として、1回当たりの所要時間が通常10分程度のものであること。

### ② 通常の勤務時間の拘束からの解放

通常の勤務時間の拘束から完全に解放されている必要があること。

### ③ 睡眠設備及び睡眠時間の確保

相当の睡眠設備が設置され、かつ、夜間に十分睡眠がとりうること。

### ④ 宿直手当

1回当たりの宿直手当の最低額は、宿直勤務に就く労働者の賃金（割増賃金の基礎となる賃金）の1人1日平均額の3分の1以上であること。

### ⑤ 宿直勤務の回数

宿直勤務の回数は、原則として週1回を限度とすること。

断続的な宿直又は日直勤務の許可基準（昭和22年9月13日付け発基第17号）

社会福祉施設における宿直勤務許可の取扱いについて（昭和49年7月26日付け基発第387号）

社会福祉施設における宿直勤務許可の取扱いに当たり留意すべき点について（昭和49年7月26日付け基監発第27号）

## 痴呆介護最新情報 —NO. 9—

平成15年7月10日 厚生労働省老健局計画課

## 1 痴呆性高齢者支援対策担当者会議を行います。

都道府県・指定都市の痴呆性高齢者支援対策担当者を対象に、担当者会議の開催を予定しています。日程は、8月6日（水）、7日（木）の両日、高齢者痴呆介護研究・研修東京センター大会議室を会場にして、痴呆性高齢者ケアの基本理念やサービスの質の確保について、講演や先進事例報告を中心に行います。7日には各都道府県のグループホーム協議会及び宅老所・グループホームネットワークの役員も参加しますので、行政担当者と事業者団体の連携を深め、今後の行政サービスを提供していく上で有益な情報交換の場となりますので是非ご参加下さい。

詳しい開催内容については、開催案を添付（別添1）いたしますのでそちらでご確認下さい。また、開催内容が確定次第、正式な開催案内通知を発出いたします。

また、8月8日（金）には同会場において、「都道府県等ユニットケア担当者（施設整備及び研修担当）会議」が開催されます。こちらも詳しい開催内容等につきまして、後日正式に通知されますので、併せてご参加いただきますようお願いいたします。

## 2 グループホームの夜間勤務の適正化について

厚生労働省労働基準局では、平成15年6月30日付で各都道府県労働局長あてに「痴呆対応型共同生活介護事業場における夜間勤務の適正化について」の通知を発出しました。内容は、グループホームにおける夜間の勤務について、宿直・夜勤どちらの場合においても、労働基準関係法令を遵守するよう事業者に指導するよう示したものです。

発出された通知を添付（別添2）いたしますので、参考の上、各事業所において適切な夜間勤務と夜間のケアが行われるようご指導いただきますようお願いいたします。

## 3 DCネットをご活用下さい。

「DCネット」とは、全国3か所（東京都杉並区、愛知県大府市、宮城県仙台市）の高齢者痴呆介護研究・研修センターが運営する痴呆性高齢者介護に関する情報ネットワークの総称です。

DCネットのホームページ (<http://www.DCNET.GR.JP/>) は、誰でも利用いただける内容に加え、利用者登録を行うことで（登録料は無料です。）利用いただける内容（図書情報の閲覧、研修情報の閲覧、各種フォーラムへの参加・閲覧等）があり、「痴呆介護」研究等についてのよき情報源として、また、厚生労働省におきましても、今後、3センターと連携を一層深め、「痴呆介護」における最新の情報を提供していきたいと考えていますので、ご活用いただきたいと思います。

なお、全国の都道府県・指定都市の指導者養成研修担当課に対しては、既に利用者情報が付与（担当課に一つ）されていますので、お手元の利用者情報（IDとパスワード）

を用いてご利用下さるようお願いいたします。

また、この件でご不明な点がございましたら下記までお問い合わせ願います。

・問い合わせ先：[RVZ2A001@wamnet.wam.go.jp](mailto:RVZ2A001@wamnet.wam.go.jp)

本情報は各都道府県・指定都市の痴呆介護研修、グループホームのサービス評価ご担当者に送信しております。

本情報に関するご意見、ご担当者の変更等がある場合は、メールにてご連絡下さい。

連絡先：厚生労働省老健局計画課痴呆対策係

メールアドレス：

(別添 1、2 略)

基監発第 0821001 号  
平成 15 年 8 月 21 日

各都道府県介護保険担当部（局）長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

痴呆対応型共同生活介護事業場における夜間勤務  
の適正化について（協力依頼）

時下益々御清祥のこととお喜び申し上げます。日頃より労働基準行政の運営につきましては格別の御理解と御協力をいただき、御礼申し上げます。

痴呆対応型共同生活介護を実施する事業場（以下「グループホーム」といいます。）は、介護保険開始以来大幅に増加し、介護サービス分野の重要な一翼を担っているところで

す。しかしながら、このグループホームの中には、事業開始後間もないことから、労働基準関係法令の遵守状況が必ずしも十分でないものもあり、特に、夜間の勤務について、労働基準法に基づく断続的な宿直の許可を受けていないにもかかわらず同法の労働時間、休憩等の規定が適用除外されるものを取り扱っている事業場や、当該許可を受けていても許可基準を満たさない勤務実態になっている事業場も認められるところです。

このような状況を踏まえ、労働基準行政においては、グループホームにおける夜間勤務の適正化を図ることとし、別添のとおり都道府県労働局長あて通達を発出するとともに、関係業界団体（全国痴呆性高齢者グループホーム協会、宅老所・グループホーム全国ネットワーク）に対しても、別途協力要請を行ったところです。

つきましては、貴職におかれましても、本通達の趣旨を御理解の上、グループホームにおける夜間勤務の適正化について関係事業者への周知啓発等に御協力いただきますようお願いいたします。

事務連絡

平成15年8月21日

都道府県労働局

労働基準部監督課長 殿

厚生労働省労働基準局監督課

労働条件確保改善対策室長補佐

痴呆対応型共同生活介護事業場における夜間勤務の適正  
化にかかる都道府県への協力依頼について

標記について、別添のとおり都道府県介護保険担当部（局）長あて周知啓発  
等への協力を依頼したので業務の参考とされたい。